

岩手県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第2号

岩手県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、県立学校（以下「学校」という。）における同条第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 岩手県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定に基づき、別に定める学校（以下「対象学校」という。）に協議会を設置する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が対象学校の校長（以下「校長」という。）と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(基本的な方針の作成及び承認)

第7条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、校長が必要と認める事項とする。

(意見の申出)

第8条 協議会は、法第47条の5第6項の規定に基づき意見を述べるときは、校長を経由するものとする。

2 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項（特定の個人に係るものを除く。）とする。

(1) 対象学校の運営の基本的な方針の実現に資する事項

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた事項

3 協議会は、法第47条の5第7項の規定に基づき意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

(対象学校の運営状況についての評価)

第9条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援のため、毎年度1回以上対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

(指導、助言等)

第10条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言をするものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を図るために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。